

健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

| | | |
|-----|------------------------------------|---|
| ○ ○ | 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| ○ ○ | 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）（抄）（第二条関係） | 4 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（第一種施設）</p> <p>第三条 法第二十八条第五号イの政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>（喫煙目的施設の要件）</p> <p>第四条 法第二十八条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。</p> <p>二 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。</p> <p>三 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあつては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。</p> <p>（帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設）</p> | <p>（特定施設）</p> <p>第三条 法第二十五条の四第四号イの政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>（新設）</p> |

第五条 法第三十五条第六項の政令で定める施設は、前条第二号又は第三号に掲げる要件に該当する施設とする。

(適用除外)

第六条 法第四十条第一項第三号の政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業鉄道等車両又は同条第十二号に規定する旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所
- 二 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所（法第四十条第一項第二号に規定する場所を除く。）

(特別用途表示の許可等に係る手数料)

第七条 法第四十三条第四項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第四十三条第一項の許可又は法第六十三条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額

(登録試験機関の登録手数料の額)

第八条 法第四十四条の政令で定める手数料の額は、二十四万二千八百円とする。

(新設)

(新設)

(特別用途表示の許可等に係る手数料)

第四条 法第二十六条第四項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額

(登録試験機関の登録手数料の額)

第五条 法第二十六条の二の政令で定める手数料の額は、二十四万二千八百円とする。

(登録試験機関の登録の有効期間)

第九条 法第四十七条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録試験機関の登録更新手数料の額)

第十条 法第四十七条第二項において準用する法第四十四条の政令で定める手数料の額は、十五万九千円とする。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十一条 法第六十九条第三項の政令で定める権限は、法第四十三条第七項、第六十五条第二項及び第六十七条の規定による権限とする。

(地方厚生局長への権限の委任)

第十二条 法第六十九条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち法第六十六条第三項において準用する法第六十一条第一項の規定による権限は、法第六十六条第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(登録試験機関の登録の有効期間)

第六条 法第二十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録試験機関の登録更新手数料の額)

第七条 法第二十六条の五第二項において準用する法第二十六条の二の政令で定める手数料の額は、十五万九千円とする。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第八条 法第三十五条第三項の政令で定める権限は、法第二十六条第七項、第三十一条第二項及び第三十三条の規定による権限とする。

(地方厚生局長への権限の委任)

第九条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち法第三十二条第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限は、法第三十二条第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）<u>第六十五条</u>第一項に規定する表示に関すること（同法<u>第六十六条</u>第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法<u>第六十一条</u>第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。</p> <p>九・十 （略）</p> <p>（食品表示企画課の所掌事務）</p> <p>第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 健康増進法<u>第四十三条</u>第一項に規定する特別用途表示及び同法<u>第六十五条</u>第一項に規定する表示に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四・五 （略）</p> | <p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）<u>第三十一条</u>第一項に規定する表示に関すること（同法<u>第三十二条</u>第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法<u>第二十七条</u>第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。</p> <p>九・十 （略）</p> <p>（食品表示企画課の所掌事務）</p> <p>第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 健康増進法<u>第二十六条</u>第一項に規定する特別用途表示及び同法<u>第三十一条</u>第一項に規定する表示に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四・五 （略）</p> |